

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に係る
区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果

1 閲覧・意見提出期間	令和7年10月15日から11月21日
2 閲覧場所	区政情報コーナー、区民事務所（6か所）、区民サービスコーナー（3か所）、 図書館（5か所）、地区図書館（6か所）、男女平等推進センター、都市計画課窓口、区ホームページ
3 意見数等	意見総数 18件 意見提出者 8名
4 意見の取扱い	◎：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン（案）に意見を反映する 0件 ○：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に入っている 5件 △：計画・事業の推進に当たって参考にする 3件 □：意見・要望としてお聞きする 10件

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に係る区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）により提出された意見の概要と区の考え方

【取扱いの凡例】 ◎：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン（案）に意見を反映する ○：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に入っている
 △：計画・事業の推進に当たって参考にする □：意見・要望としてお聞きする

番号	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第2章	花いっぱいのみちづくり活動のなかで空き家の跡地を花壇として整備するなど、空き家及び空き地対策、利活用策も取り組むべき。	□	空家等対策を総合的かつ計画的に進めるなかで、空家の活用方法の1つとして参考とさせていただきます。
2	第3章	配置方針の「農地保全を重点的に推進するエリア」は、現在農地があるエリアだと思うが、「場所があれば近所で野菜作りなどをしてほしい」と思っても区内では場所が限られてしまう」という課題があると感じている。 人口増加に伴い宅地が狭くなり、集合住宅に暮らす人が増加しており、野菜作りをしたいというニーズは多いのではないかと。他の地域でも利用可能なスペースを確保し、区民に農地として開放してもらいたい。	△	施策1-4 都市農地と地域に根付いた樹木の保全 取組の方向性【1】都市農地の保全・活用 取組②区民が農とふれあう環境づくりに記載のとおり、区民農園や体験農園、ふれあいレクリエーション農園をはじめとした各事業に取り組んでまいります（素案 P.65）。 なお、現在も「農地保全を重点的に推進するエリア」以外において、区民農園事業の実施を行っております。
3	第4章	区民に対する「緑地を作ることの意味や重要性」の啓蒙が必要だと思う。「環境に興味、関心がない」区民に対し、環境は自分たちの暮らしの質に関わるものということを様々な形で伝え、関心を持ってもらうようにしてほしい。	○	暮らしの質の向上については、計画の将来像として掲げ、目標としています（素案 P.39）。 また、区民への情報発信は重要であると考えており、施策4-3 魅力が伝わる情報発信 取組の方向性【1】多種多様な情報発信 取組①緑・水辺を知る・楽しむきっかけを生む情報発信に記載のとおり、緑・水辺の役割や効果など情報発信を行い、区民意識の醸成に取り組んでまいります（素案 P.82）。
4	第4章	ボール遊びを禁止するならば、代替案を提示すべき。例えば、遊び場として乏しい公園ならば、歩きタバコ等の対策となるコンテナ型喫煙所のほか、宅配ロッカーやシェアサイクルといった利便性の向上につながる施設をメインとする公園など。 また、大人や高齢者利用のための公園として、グラウンドゴルフなどの利用に限定にしたり、健康遊具（器具）やジョギングコース等の運動に特化する、そのほか賑わい創出を図るため、イベント開催用のスペースがメインの公園もあって良いと思う。	□	施策1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用 取組の方向性【1】身近な公園の魅力アップ 取組①誰もが利用しやすい公園づくりに記載のとおり、公園等の計画的な改修を通じ、個々の公園の特徴を明確にし、魅力を高めてまいります（素案 P.54）。 また、取組③徒歩圏を考慮した公園の適正配置に記載のとおり、公園の機能分担により、個々の役割を明確にした施設更新、改修に取り組んでまいります（素案 P.55）。

【取扱いの凡例】 ◎：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン（案）に意見を反映する
 △：計画・事業の推進に当たって参考にする

○：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に入っている
 □：意見・要望としてお聞きする

番号	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
5	第4章	買い物弱者・買い物支援として、店舗の少ない住宅地内の公園では、キッチンカーだけでなく移動販売の緩和や誘致に取り組むべき。	□	施策1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用 取組の方向性【1】身近な公園の魅力アップ 取組②多様な主体による公園の利活用促進 に記載のとおり、新たなニーズを掘り起こす実験的な利用の機会を様々な主体と連携して設けてまいります（素案 P.55）。
6	第4章	豊かな植栽による憩える公園は堀切菖蒲園、奥戸ローズガーデンのような観光需要の創出が必要。出来れば、滞在時間を増やすためカフェを併設してほしい。	○	施策1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用 取組の方向性【2】特色ある公園づくり 取組①特色ある公園の整備、改修 に記載のとおり、キッチンカーやカフェなど飲食ができる場所など、新たな利用者ニーズに応えていくための施設整備を検討してまいります（素案 P.56）。
7	第4章	Park-PFIを活用し、街の活性化や買い物の利便性向上にもつなげる商業施設併設の公園の検討や、公園施設の種類によっては有料化する取組も必要だと思う。	○	施策1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用 取組の方向性【2】特色ある公園づくり 取組②民間活力を生かした公園の整備・管理運営の検討 に記載のとおり、Park-PFI制度の活用に向けた候補地などを検討してまいります（素案 P.56）。 なお、区内には一部スポーツ施設や新宿交通公園内のミニSLなど有料の公園施設もございます。
8	第4章	敷地分割によるミニ開発等においては、遊び場機能を設けずに住宅ばかり建てられることが多いため、地区計画や建築協定の指定に努めるべき。 緑地協定制度の活用は、空き家や空き地のみならず、利活用困難な狭小地、旗竿地、再建築不可の土地などを対象にすることも必要。	□	施策1-2 街づくりを通じた緑の創出 取組の方向性【1】開発、建築における良質な緑の創出 取組①市街地整備と連携した緑の確保・創出 に記載のとおり、地区計画や緑地協定制度等の都市計画手法の活用による緑創出に取り組んでまいります（素案 P.58）。
9	第4章	「世田谷ひとつぼみどり」のような魅力ある小さな緑の創出は、量は少なくとも土と緑が住宅地に連続して設けられることに大きな意味があると思う。そのため、「住宅建築の際、最低〇㎡の緑地スペースを設ける」等の条件を事業者などに課すことができる条例などの制定を検討してほしい。	△	施策1-3 魅力ある小さな緑の創出 取組の方向性【1】小さな緑の創出 取組①民有地における小さな緑の創出支援 に記載のとおり、小規模な宅地における緑化の促進に取り組んでまいります（素案 P.61）。 なお、現在も「葛飾区緑の保護と育成に関する条例」において500㎡以上の敷地で建築行為等を行う場合、緑化計画の届出制度が義務付けられております（素案 P.30）。

【取扱いの凡例】 ◎：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン（案）に意見を反映する
 △：計画・事業の推進に当たって参考にする

○：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に入っている
 □：意見・要望としてお聞きする

番号	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
10	第4章	高砂橋辺りのプロムナードが連続しておらず、また自動車交通量が多いにも関わらず歩車分離されていないため子どもを安全に歩かせることができない。当該部のプロムナードの連続的な整備について記載していただきたい。	□	水辺空間の大きな方向性としては、施策2-1 水辺に親しめる空間の充実 取組の方向性【1】河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備 に記載のとおり、水辺を快適かつ楽しく散策できる環境づくりに取り組んでまいります（素案 P.66）。
11	第4章	新中川のごみの不法投棄や落書きへの対応のため、江戸川区との連携、地域住民への啓発活動を行うとともに、定期的な除草以外の清掃やごみの撤去などきめ細やかな管理を行ってほしい。	□	施策2-1 水辺に親しめる空間の充実 取組の方向性【1】河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備 に記載のとおり、水辺を快適かつ楽しく散策できる環境づくりに取り組んでまいります（素案 P.66）。 なお、第5章 推進体制 に記載のとおり、河川管理者である東京都や隣接する江戸川区などの関係機関と連携し取り組んでまいります（素案 P.84）。
12	第4章	船着場に関しては、幹線道路の渋滞対策として新中川での水上バスの社会実験をする余地があると思う。また、四つ木、新小岩、亀有、にいじゅく、東金町にも船着場を新設し、使いやすくすることも必要。	□	施策2-2 水辺空間の活用 取組の方向性【2】水辺空間の活用 取組①水辺空間・船着場の実験的活用の推進 に記載のとおり、舟運など新たな利用ニーズや利活用の担い手づくりにつながる実験的な利用の機会を様々な主体との連携により創出してまいります（素案 P.68）。
13	第4章	区内には大きな公園や河川敷など、恵まれた緑地環境がある一方で、現状の市街地部分の緑化には満足しかねる。公園や街路樹の樹高を高くし、幹や枝が十分に広がるよう改善することが必要。 また、道路の新設や電柱の地中化の際には、地域住民と協調しながら適した樹木を選定するとともに、道路幅や地域の特性に合わせて樹高や樹冠被覆率を向上させるため、適切に管理をすることが大事。	○	施策3-2 緑・水辺の施設の適正管理 取組の方向性【1】植栽の健全化につながる管理と資源の有効活用 取組①植栽の育成・管理・更新 に記載のとおり、樹木の健全な育成に向けて取り組んでまいります（素案 P.74）。 また、街路樹の樹種選定や植栽については、施策1-2 街づくりを通じた緑の創出 取組の方向性【2】公共空間の緑化 取組②緑のネットワーク形成 に記載のとおり、幹線道路における樹種や配置の検討を行い植栽し、樹冠形成に配慮した改修などに取り組んでまいります（素案 P.60）。

【取扱いの凡例】 ◎：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン（案）に意見を反映する
 △：計画・事業の推進に当たって参考にする

○：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に入っている
 □：意見・要望としてお聞きする

番号	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
14	第4章	街路樹や公園などの樹木においては、剪定や花びら、落葉の処理を行政と地元住民が連携して行い、樹木を保護していくことが必要。	○	樹木の保護に関する地元住民との連携については、施策4-1 緑・水辺をはぐくむ活動の推進 取組の方向性【1】水と緑の活動の推進 取組②緑化、公園の自主管理等の活動推進 に記載のとおり、公園等の自主管理活動への参加の呼びかけを継続してまいります（素案 P.77）。 また、取組の方向性【2】活動を支える仕組みづくりと人材育成 に記載のとおり、活動を支える仕組みの充実、新たな担い手の発掘につながる体験機会の創出や人材育成を進めてまいります（素案 P.79）。
15	第4章	魅力が伝わる情報発信には工夫が必要。2045年の「かつしかの水と緑」を思い描くために、机上で考えるのではなく、「かつての水路を可視化する暗渠歩き」や「図書館での企画展示」「かつしか郷土かるたの活用」など過去の「かつしかの水と緑」の痕跡を歩いて、身体に落とし込んでいくとわかりやすくなると思う。	△	施策4-3 魅力が伝わる情報発信 取組の方向性【1】多種多様な情報発信 に記載している取組を行うなかで参考とさせていただきます（素案 P.82）。
16	第4章	京成高砂駅以西のフェンス足元に生えている雑草が景観的な課題となっている。街の環境意識向上は元より連続立体交差事業の機運醸成にもつながる取組として、鉄道敷地部分の緑化、美化なども推進していただきたい。	□	景観形成の実現に向けた緑の創出・保全については、第5章 推進体制 に記載のとおり、事業者とも連携し取り組んでまいります（素案 P.84）。
17	その他	青砥橋にエレベーターを設置していただきたい。	□	これまで、区からは青砥橋を管理する東京都に対し、エレベーターの設置を要請してきており、今後も引き続き働きかけてまいります。
18	その他	「怪無池」は管理不全となっており、近隣住民の不安が高まっている。区の所有地でないことは把握しているが、高砂地域の貴重な自然の財産であるので、保全及び環境改善、管理体制の確立に取り組んでいただきたい。	□	ご意見のとおり怪無池は私有地のため、区が主体的に管理を行うことはできません。 現状、地権者との話し合いも困難な状況にはありますが、環境保全の観点から、最善の働きかけができるよう、進めてまいります。